

# 雇入れ時等の安全衛生教育

## 1. 講習内容

新規に採用された労働者や派遣労働者の方は、業務内容や安全又は衛生に関する知識がないことから労働災害の危険性が高くなっています。労働安全衛生法では、「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」と定めています。労働安全衛生法施行令第二条の業種区分により、「3時間コース」と「6時間コース」に分けています。

本教育は、雇入れ時等の安全又は衛生に関する必要な法定の教育です。

## 2. 講習日程及び会場

| 開催地<br>(受付支部) | 日 程               | 会 場 |   | 駐車場 | 定員  |
|---------------|-------------------|-----|---|-----|-----|
| 宮 崎<br>(宮崎支部) | 4/21(火)<br>6/2(火) | 学 科 | 宮崎労働基準協会<br>矢野産業祇園ビル講習会場<br>(宮崎市祇園 3-1) | 50台 | 80名 |

※日程は都合により変更する場合があります。遅刻者は理由を問わず受講できません。

※詳細はカリキュラムでご確認ください。

## 3. 講習費用

(注)申込み後の受講料は、払い戻しできませんのでご了承ください。

受講料(税・テキスト代込)

(1)3時間コース 会 員 4,180 円 一 般 6,160 円

(2)6時間コース 会 員 7,150 円 一 般 9,240 円

## 4. 申込方法

(注)申込みは開催日の1カ月前(土日祝日の場合はその翌日となります)から受け付けますが、定員になり次第終了となることもありますので、ご了承ください。

### (1)窓口で申し込みの場合

受講希望者は、申込書に必要事項を記入のうえ、受講料とテキスト代を添えて該当支部へお申し込みください。

### (2)郵送又はFAXで申し込みの場合

受講希望者は、申込書に必要事項を記入のうえ、該当支部へ郵送又はFAXで送信してください。その際に、受講料とテキスト代を開催日の5日前までに次の口座にお振り込みください。(現金書留による送金でも差し支えありません。)

### (3)本人確認のための書類(自動車運転免許証等)の写し。

| 申 込 先   | 振 込 口 座  |
|---|--|
| 宮崎労働基準協会 宮崎支部<br>〒880-0024 宮崎市祇園 3-1 矢野産業祇園ビル<br>電話(0985)25-1853 FAX(0985)28-9080 | 宮崎銀行 橘通支店<br>(普通)1233136<br>(名義人)宮崎労働基準協会宮崎支部長 |

## 5. 講習科目

---

- ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事
- ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事
- ③作業手順に関する事
- ④作業開始時の点検に関する事
- ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事
- ⑥整理、整頓及び清潔の保持に関する事
- ⑦事故時等における応急措置及び退避に関する事
- ⑧①～⑦のほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

※業務によっては①から④までの事項については省略することができます。

(詳細はお問い合わせください。)

## 6. 修了証

---

全科目を受講された方には、「雇入れ時等安全衛生教育修了証」を交付します。

## 7. その他

---

(1) 申込書は、当協会の各支部に備えてあります。

当協会のホームページからもダウンロード(印刷)できますので、ご利用ください。

(2) 受講当日に「テキスト」をお渡しします。